

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（769））
2. 日 時：平成30年3月14日 10時00分～12時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、津金主任安全審査官、
日南川安全審査官、千明技術研究調査官

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他12名

5. 要旨

（1）東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、津波防護に関する施設の設計方針（鋼製防護壁の接合部のアンカーボルトの設計）に関し外部から指摘を受けた件について、日本原子力発電から本日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜鋼製防護壁の設計方針に係る補足事項について＞

- 参考文献の引用について、それぞれの文献の用途（設計基準の妥当性に関し使用、基準の適合性に関し使用又は解析の適合性に関し使用等）を明確に整理して提示すること。その際、9/26の審査会合資料で引用されていた参考文献の一部に対して引用の仕方が不適切であったこと、及び今回の参考文献として9/26の審査会合資料から削除したものを明確にし、その理由を記載すること。
- アンカーボルトを含む接合部の構造・仕様の詳細、荷重伝達メカニズムを踏まえ、設計方針、設計上の留意事項、設計の妥当性について示す等、全体の流れを再整理し提示すること。
- 荷重伝達メカニズムの解説図を増やし、説明を充実させること。
- 地中連続壁の鉄筋コンクリート部の強度計算について、評価項目別に道路橋示方書とコンクリート標準示方書を使い分ける根拠を示すこと。
- 鋼製防護壁に生じる水平力及び水平方向回転モーメントを地中連続壁に伝達させる目的で、中実鉄筋コンクリートから中詰め鉄筋コンクリートまでを一体化する設計であることを具体的に示すこと。
- 鋼構造物設計基準の適用について、使用目的、載荷形態、応力状態等によるカテゴリ一分けで検討し、提示すること。
- 設計の妥当性確認として解析的手法により実施する根拠について、確認事項、解析の利点、当該確認手法の実績等を踏まえて整理して提示すること。
- 実験及び解析を行う上で、それぞれの目的・必要性を整理し提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 鋼製防護壁の設計方針に係る補足事項について
(審査会合指摘事項に対する回答)